

【表紙】

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成23年8月10日 |
| 【四半期会計期間】 | 第148期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日） |
| 【会社名】 | 株式会社横河ブリッジホールディングス |
| 【英訳名】 | Yokogawa Bridge Holdings Corp. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 吉田 明 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区芝浦四丁目4番44号 |
| 【電話番号】 | 03(3453)4111(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 宮本 英典 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区芝浦四丁目4番44号 |
| 【電話番号】 | 03(3453)4111(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 宮本 英典 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第147期 第1四半期連結 累計期間 | 第148期 第1四半期連結 累計期間 | 第147期 |
|--|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 会計期間 | 自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日 | 自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日 | 自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日 |
| 売上高(百万円) | 18,223 | 15,037 | 75,462 |
| 経常利益(百万円) | 1,282 | 41 | 2,881 |
| 四半期(当期)純利益又は四半期 純損失()(百万円) | 501 | 220 | 1,147 |
| 四半期包括利益又は包括利益 (百万円) | 409 | 70 | 1,295 |
| 純資産額(百万円) | 49,275 | 50,074 | 50,462 |
| 総資産額(百万円) | 81,029 | 89,197 | 87,742 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額()(円) | 11.04 | 4.94 | 25.32 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円) | - | - | - |
| 自己資本比率(%) | 60.2 | 55.4 | 56.8 |

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでいません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

4. 第147期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しています。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当社グループの当第1四半期（平成23年4月1日～平成23年6月30日）における総受注高は、前年同期と比較して19.8%減となる91億9千万円となりました。セグメント別の受注高としては、橋梁事業で51億5千万円（前年同期比36.8%減）、建築環境事業で37億円（同27.0%増）、先端技術事業で3億3千万円（同14.3%減）となりました。

当社グループの当第1四半期における経営成績は、売上高は150億3千万円（同17.5%減）、営業損失は3千万円（前年同期は9億4千万円の利益）、経常利益は4千万円（前年同期比96.8%減）、四半期純損失は2億2千万円（前年同期は5億円の利益）となりました。橋梁事業の売上高が工程上の事由により大幅に減少しましたため、販売費及び一般管理費を賄いきれず、営業利益を確保できませんでした。また前年同期と比較して営業外収益に計上される負ののれん償却額が2億9千万円減少しましたので、経常利益は大幅に減少し、四半期純損失を計上する結果となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

(橋梁事業)

橋梁事業については、大型工事の受注がありました前第1四半期に対し、当第1四半期は東日本大震災の影響もあり新規大型工事の発注が殆ど無く、既受注工事の設計変更による受注、或いは民間からの受注が大半を占めましたので受注高は減少しました。大型工事の発注は第2四半期から本格化していますので、国土交通省工事を中心に積極的に応札し、目標の達成に向けて努力していきます。

当第1四半期の売上高は113億7千万円（前年同期比18.8%減）にとどまりました。これは当四半期は比較的新しい工事が多く、そのため塗装、輸送、現場架設など工事工程の後半部分の生産が減少したことが大きな要因です。

売上高が落ち込んだことにより損益が悪化しましたので、セグメント利益は3億円（同73.7%減）となりました。

(建築環境事業)

建築環境事業のうちシステム建築事業については、東日本大震災により、設備投資計画の見直し・先送りなどの動きが全国的に広まり、受注環境は悪化したものの、前年同期を大きく上回る受注を達成することができました。これはかねてから推進してきました販売代理店（ビルダー）網の拡大効果に加え、ダイレクトメールの活用或いは新聞広告など販売促進努力の成果が現れたものと考えています。第2四半期から引合いが増えていまず震災復興関連の案件についても積極的に営業展開するとともに、被災されました地域の復興を支援していきたいと存じます。

建築環境事業の売上高は27億7千万円（同13.9%減）となりました。建築環境事業のうち、システム建築事業の受注高は前年同期を上回ったものの、第1四半期では生産増に転じ切れませんでした。このためセグメント損失は1億6千万円（前年同期は1億2千万円の損失）となりました。

(先端技術事業)

先端技術事業の受注については、精密機器製造事業、情報処理事業とも、前年同期をやや下回るペースで推移していますが、引き続き新製品・新規顧客の開拓に注力していきます。

先端技術事業の売上高は6億4千万円（前年同期比10.5%減）となりました。売上高の減少に伴いセグメント利益は減少し、4千万円（同53.8%減）となりました。

(不動産事業)

不動産事業は、当社グループ保有の不動産を賃貸資産として運用しています。当第1四半期の売上高は、2億5千万円(同7.9%減)となり、セグメント利益は、5千万円(同39.1%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ14億5千万円増加し、891億9千万円となりました。流動資産は516億1千万円となり、前連結会計年度末に比べ24億4千万円減少しました。その主な要因は、短期借入金を返済したため「現金預金」が減少したことによるものです。

固定資産は375億7千万円となり、前連結会計年度末に比べ38億9千万円増加しました。その主な要因は、賃借している本社ビル他2物件を購入したことによるものです。

(負債)

負債は、前連結会計年度末に比べ18億4千万円増加し、391億2千万円となりました。流動負債は238億7千万円となり、前連結会計年度末に比べ9億8千万円減少しました。その主な要因は、短期借入金を返済したことによるものです。固定負債は152億4千万円となり、前連結会計年度末に比べ28億2千万円増加しました。その主な要因は、本社ビル他2物件の購入資金を借り入れたことによるものです。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ3億8千万円減少し、500億7千万円となりました。その主な要因は、四半期純損失を計上したことによるものです。この結果、自己資本比率は55.4%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

基本方針の内容の概要

当社グループは、創業以来、「社会公共への奉仕と健全経営」を経営理念として掲げ、橋梁、建築等の事業分野において着実に実績を積み上げ、安全かつ品質の高い製品を提供することにより、国内外の社会資本整備・保全等への貢献を果たしてまいりました。そして、顧客との強固な信頼関係を築き、橋梁・建築等鋼構造製品分野におけるリーディングカンパニーとして社会的評価を確立し、企業価値および株主の皆様の共同の利益の確保・発展に努めてまいりました。

当社グループは、今後も社会資本の整備を担う企業集団として、その公共的使命と社会的責任を全うし、良質な社会資本を提供していくために、さらに経営基盤を強化し、経営品質を高め、企業価値を向上させていく所存であり、橋梁・建築等の工事において顧客からの高水準の要求に耐えうる高度な技術力・施工力・安全品質管理力、培われてきた優秀な人的・物的資産、顧客・取引先事業者その他ステークホルダーとの間に築かれた強固な信頼関係、事業継続と拡大のため効率的に配分されるべき経営資源、および健全財務の経営力等、当社グループにおいてその企業価値を創出する諸々の源泉といえるものについて、これらをしっかりと保持し、一層堅固なものにしていく必要があると考えております。

一方、上場会社である当社株式は、株主・投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模な買付行為(以下、大規模な買付行為といえます)があった場合においても、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するべきものではなく、大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの最終的判断は、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、当社といたしましては、前述いたしましたとおり、当社グループの財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業理念である「社会公共への奉仕と健全経営」の経営理念に基づく経営方針、健全かつ安定的な経営を行っていくための経営資源、当社グループの企業価値を創出する諸々の源泉を十分に理解した上で、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的に確保し発展させていくことができる者でなければならないと考えており、これら企業価値の源泉に対する十分な理解とそれらを着実に育て強化させていく中長期的視野に立つ経営こそが、当社グループへの信頼を高め、また当社グループの企業価値を発展させ、ひいては株主の皆様の共同の利益の安定的かつ持続的な確保・発展につながるものと確信いたしております。

従いまして、当社は、大規模な買付行為や買付提案等がなされた場合は、当該大規模な買付行為等を行った者から大規模な買付行為等に係る必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会が株主の皆様それぞれに対する代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様が当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保と発展の観点から、大規模な買付行為等に係る買付提案と当社取締役会による代替案等を比較し大規模な買付行為等に応じるべきか否かを判断することを可能にし、加えて当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうような大規模な買付行為等についてはこれを阻止するための枠組みを株主の皆様のご意思に基づき構築しておくことが必要であると判断しております。

基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施し、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上に努めております。

a. 中期経営計画の推進

当社グループは、平成22年2月に、平成22年度から平成24年度までの3ヵ年の中期経営計画を策定いたしました。当該中期経営計画におきましては、経営環境の急速な変化に機敏に対応し、経営品質の向上や事業の選択と集中を強化し、今後の業容拡大が見込まれる「保全」「海外」「環境」「土木関連」の各重点事業に経営資源を積極的に投入し、また、橋梁、建築、先端技術等にわたる当社グループの事業の拡大と成長を図ることを基本として、各事業分野における事業戦略と設定目標によりグループの業績の維持・向上を旨とすることにしております。

b. 持株会社化による経営体制の強化

当社グループは、平成19年8月に、持株会社体制へ移行し、「選択と集中」による経営資源の最適配分と経営意思決定の迅速化・効率化を行い、企業価値の最大化を図るとともに、グループ全体にわたりコンプライアンスの徹底およびリスクマネジメントを強化し、対外的にはグループ外企業との各種提携等を推進する即応的な体制を整えております。現在、当社グループは、9社から構成される企業集団に成長しており、今後もグループ全体の業容拡大・成長を旨として全力を挙げて邁進して行く所存です。

c. 内部統制の充実化

当社グループは、経営基本方針の一つとして「経営品質の向上」を掲げ、コンプライアンス・社会規範の尊重を徹底し、有効な内部統制を確立してこれを実行し、また、その充実化を図っております。

具体的には、国内外全ての法令を遵守して、また、企業倫理ならびに社会規範等を尊重して企業行動を行うことを規定した「Y B H Dグループ企業行動憲章」の完全実施を行い、教育研修等を通じて同憲章遵守の徹底を図っていくとともに、独占禁止法、金融商品取引法をはじめ、コンプライアンスについての教育研修を継続的に実施し、法令を遵守して業務を行っていくために必要な制度、社内規定、マニュアル等の充実化も図っております。

さらに内部監査・管理体制につきましては、監査室を中心とした業務監査を行う体制において営業部門等に対し監査を行っております。またグループ全体の内部監査として、当社監査室と各事業会社に設置した監査担当部が連携して監査を行う体制を整え、実行しております。当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保・発展を図るため、経営品質の向上を中心に、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた諸施策に全力で取り組んでいるところであります。

基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組み

当社は、当社グループの企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、発展させることを目的とし、平成21年5月15日開催の取締役会において、基本方針に基づいて、当社株式に対する大規模な買付行為や買付提案に対する対応策（買収防衛等の対応策、以下、本プランといたします）の具体的な内容を議案として決定し、平成21年6月26日開催の当社第145回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本プランの導入を行いました。なお、本プランの有効期間は、平成24年6月開催予定の第148回定時株主総会の終結の時までの3年間となっております。

本プランの内容の概要は次のとおりであります。本プランは、()当社の株券等について、保有者の株券等所有割合の合計が20%以上となる買付け、または()当社の株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除き、このような行為を以下、大規模買付行為といい、また、大規模買付行為を行い、または行おうとする者を大規模買付者といい）を対象とし、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、本プランに定められた手続に従う旨の誓約等を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」の提出、また、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な、日本語で記載された情報（以下、大規模買付情報といい）の提供等を求めます。

当社取締役会は、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家をいい、以下同じとします）の助言を得て、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断した場合には、60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案のための期間（以下、取締役会検討期間といいます）として設定いたします。取締役会検討期間において、当社取締役会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得て、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保・発展の観点から、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する比較検討および当社取締役会による代替案の検討等を行います。

当社取締役会は、取締役会検討期間の経過後、大規模買付行為を大規模買付情報等に基づき評価・検討した結果、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められるものと判断した場合または該当すると客観的・合理的に疑われる事情がある場合においては、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大規模買付行為を当社グループの企業価値および株主の皆様の共同の利益を著しく損ない、またはそのおそれがある買付行為とみなし、原則として当社株主総会において株主の皆様の賛成多数を得ることができれば、当該大規模買付行為に対する必要かつ相当な対抗措置（以下、対抗措置といいます）を講じることといたします。

当社は、対抗措置の発動に関しては、原則として株主総会における株主の皆様の判断により行うものとしておりますが、本プランのルールが遵守されない場合、ならびに大規模買付行為が、その方法・期間等により、当社取締役会による大規模買付行為に対する評価・検討、および対抗措置発動に関わる株主の皆様のご判断のための株主総会の開催に必要な時間が不足すると当社取締役会が認める場合など限られた場合において、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社グループの企業価値および株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為とみなし、例外的措置として、当社取締役会の意思決定のみによって、当該大規模買付行為に対し対抗措置を講じる場合があります。

本プランに基づく対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを実施することをその内容といたします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.ybhd.co.jp/>)に掲載されている平成21年4月20日付当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について」をご参照下さい。

上記各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

a．当該取り組みが基本方針に沿うものであること

中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化等の企業価値向上のための取り組みは、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保と発展のための具体的方策として策定し、実施しているものであり、まさに基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が不適切な買付行為でないかどうかを株主の皆様および当社取締役会が判断するために必要な情報およびその内容の評価・検討等に必要期間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能にすることで、企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、発展させるための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

b．当該取り組みが株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

ア．買収防衛策に関する指針等の要件を満たしていること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、また、平成20年6月30日付けの企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」が求める、買収防衛策の導入および発動の要否について取締役自ら責任をもって判断し、その上で株主に対する説明責任を果たすこと等当該報告書の内容に準拠しております。

イ．株主共同の利益の確保・発展の目的をもって導入されていること

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会の確保も含め当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するための措置を行うことを可能にするものであり、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、発展させるという目的をもって導入されるものです。

ウ．株主意思を重視するものであること

本プランは、当社第145回定時株主総会において承認の決議がなされたことにより導入されたものです。また、本プランの有効期間満了の前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。

さらに、大規模買付行為が行われた場合には、本プランに基づいた対抗措置の発動について、原則として株主総会においてその賛否を株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

従いまして、本プランの内容は、当社株主の皆様の意思を重視する内容となっております。

エ．合理的な客観的発動要件が設定されていること

本プランは、予め定められた合理的・客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

オ．第三者専門家の意見を取得すること

本プランは、当社取締役会が大規模買付行為に対する代替案の検討および対抗措置発動等に関する判断を行う際に、外部専門家等の第三者の助言を得ることができるようになっており、当社取締役会による判断の公正性・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

カ．デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができることから、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能ですので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は4千万円です。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第1四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりです。

新設

賃借している本社ビル（建物・土地）、及び不動産事業において賃借している2物件の建物・土地を取得しました。これらの取得により、建物が9億9千万円、土地が29億円増加しています。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 180,000,000 |
| 計 | 180,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成23年6月30日) | 提出日現在発行数(株) (平成23年8月10日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|--|-----------------------------|------------------------------------|-----------------|
| 普通株式 | 45,564,802 | 45,564,802 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 単元株式数 1,000株 |
| 計 | 45,564,802 | 45,564,802 | - | - |

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金 増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|--------------------------|-----------------------|----------------------|---------------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成23年4月1日～ 平成23年6月30日 | - | 45,564,802 | - | 9,435 | - | 9,142 |

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-----------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 1,370,000 | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 43,488,000 | 43,488 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 706,802 | - | - |
| 発行済株式総数 | 45,564,802 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 43,488 | - |

(注)「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が173株含まれています。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有 株式数(株) | 他人名義所有 株式数(株) | 所有株式数の 合計(株) | 発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%) |
|------------------------------------|---------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社横河ブリッジ ホールディングス | 東京都港区芝浦四丁 目4番44号 | 1,370,000 | - | 1,370,000 | 3.01 |
| 計 | - | 1,370,000 | - | 1,370,000 | 3.01 |

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に準拠して作成し、同規則及び「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、協和監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日) |
|----------------|-------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金預金 | 11,389 | 7,811 |
| 受取手形・完成工事未収入金等 | 36,187 | 23,963 |
| 有価証券 | 814 | 13,815 |
| たな卸資産 | 1,414 | 1,756 |
| その他 | 4,294 | 4,309 |
| 貸倒引当金 | 38 | 38 |
| 流動資産合計 | 54,061 | 51,618 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 土地 | 9,408 | 12,317 |
| その他(純額) | 8,790 | 9,598 |
| 有形固定資産合計 | 18,199 | 21,915 |
| 無形固定資産 | 1,036 | 1,032 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 9,488 | 9,681 |
| その他 | 5,153 | 5,142 |
| 貸倒引当金 | 197 | 193 |
| 投資その他の資産合計 | 14,444 | 14,630 |
| 固定資産合計 | 33,681 | 37,578 |
| 資産合計 | 87,742 | 89,197 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形・工事未払金等 | 12,588 | 12,090 |
| 短期借入金 | 2,000 | - |
| 1年内返済予定の長期借入金 | - | 1,000 |
| 未払法人税等 | 780 | 238 |
| 未成工事受入金 | 3,288 | 4,184 |
| 工事損失引当金 | 3,253 | 3,081 |
| 賞与引当金 | 1,632 | 1,858 |
| その他の引当金 | 118 | 101 |
| その他 | 1,198 | 1,323 |
| 流動負債合計 | 24,861 | 23,878 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 4,000 | 6,723 |
| 退職給付引当金 | 7,054 | 7,129 |
| 役員退職慰労引当金 | 771 | 806 |
| 負ののれん | 64 | 53 |
| その他 | 528 | 531 |
| 固定負債合計 | 12,419 | 15,244 |
| 負債合計 | 37,280 | 39,122 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 9,435 | 9,435 |
| 資本剰余金 | 10,088 | 10,088 |
| 利益剰余金 | 33,839 | 33,417 |
| 自己株式 | 437 | 694 |
| 株主資本合計 | 52,926 | 52,247 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 715 | 473 |
| 土地再評価差額金 | 2,329 | 2,329 |
| その他の包括利益累計額合計 | 3,045 | 2,802 |
| 少数株主持分 | 581 | 630 |
| 純資産合計 | 50,462 | 50,074 |
| 負債純資産合計 | 87,742 | 89,197 |

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|---|---|---|
| 売上高 | 18,223 | 15,037 |
| 売上原価 | 15,512 | 13,297 |
| 売上総利益 | 2,710 | 1,740 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,765 | 1,771 |
| 営業利益又は営業損失() | 945 | 30 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 4 | 3 |
| 受取配当金 | 97 | 88 |
| 負ののれん償却額 | 304 | 10 |
| その他 | 22 | 27 |
| 営業外収益合計 | 429 | 129 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 6 | 17 |
| 持分法による投資損失 | 11 | 8 |
| 為替差損 | 39 | 8 |
| 前受金保証料 | 12 | 6 |
| 団体定期保険料 | 12 | 10 |
| その他 | 9 | 5 |
| 営業外費用合計 | 92 | 57 |
| 経常利益 | 1,282 | 41 |
| 特別利益 | | |
| 前期損益修正益 | 16 | - |
| 特別利益合計 | 16 | - |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | 289 | 45 |
| その他 | 10 | 1 |
| 特別損失合計 | 300 | 47 |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失() | 999 | 5 |
| 法人税等 | 571 | 166 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失() | 427 | 172 |
| 少数株主利益又は少数株主損失() | 74 | 48 |
| 四半期純利益又は四半期純損失() | 501 | 220 |

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|---|---|---|
| 少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失() | 427 | 172 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 837 | 242 |
| その他の包括利益合計 | 837 | 242 |
| 四半期包括利益 | 409 | 70 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 335 | 22 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 74 | 48 |

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

| | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|---------|--|
| 税金費用の計算 | 税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。 なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しています。 |

【追加情報】

| | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|-----------------------------|---|
| (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) | 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しています。 |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日) | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------------------|-----------|--------|----------|-----|-----------|---|----------------------------|-----------|--------|------|-----|-----------|
| <p>1. 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行4行と当座貸越契約及び取引銀行2行と貸出コミットメントライン契約を締結しています。 これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="220 450 703 573"> <tr> <td>当座貸越契約極度額及び貸出コミットメントラインの総額</td> <td>16,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>2,000百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>14,000百万円</td> </tr> </table> <p>2. 偶発債務 当社ならびに(株)横河ブリッジ、(株)榑崎製作所は、平成20年5月23日に国土交通省から、また平成20年6月26日に東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)および独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下旧JH4社)から、それぞれ鋼橋上部工工事の入札談合に係る損害賠償の請求を受けました。国土交通省からの請求に対し、請求内容を慎重に検討しました結果、当社グループ受注案件に係る損害賠償請求について全額を支払いました。また旧JH4社からの請求に対しても、請求内容の正当性を含めて慎重に検討しました結果、当社グループ受注案件に係る損害賠償請求について全額を支払いました。 国土交通省の損害賠償請求につきましては、未解決の工事案件において、被請求の一部事業者がその有する工事代金と相殺が行われたことで損害賠償金の全額を負担し、これにより、国土交通省との間においては損害賠償に係る問題は終了いたしました。しかしながら、被相殺の当該一部事業者より、当社グループに対し、損害賠償の一部の求償に係る請求をされております。 一方、旧JH4社は、平成20年12月19日に当社ならびに(株)横河ブリッジに対して、支払いに応じない事業者の未払分の連帯債務として損害賠償請求を求める独占禁止法第25条に基づく訴訟を東京高等裁判所に提訴し、さらに使用者責任による損害賠償請求を求める民法第715条に基づく訴訟を東京地方裁判所に提訴しました。その後、当該請求に対し、徐々に損害賠償の支払いに応ずる事業者が現れたことに伴い、当該訴訟において損害賠償の対象となる工事案件は減ってきております。 今後、これらの請求への対応を慎重に検討し対処してまいります。</p> | 当座貸越契約極度額及び貸出コミットメントラインの総額 | 16,000百万円 | 借入実行残高 | 2,000百万円 | 差引額 | 14,000百万円 | <p>1. 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行4行と当座貸越契約及び取引銀行2行と貸出コミットメントライン契約を締結しています。 これらの契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="874 450 1358 573"> <tr> <td>当座貸越契約極度額及び貸出コミットメントラインの総額</td> <td>16,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>16,000百万円</td> </tr> </table> <p>2. 偶発債務 当社ならびに(株)横河ブリッジ、(株)榑崎製作所は、平成20年5月23日に国土交通省から、また平成20年6月26日に東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)および独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下旧JH4社)から、それぞれ鋼橋上部工工事の入札談合に係る損害賠償の請求を受けました。国土交通省からの請求に対し、請求内容を慎重に検討しました結果、当社グループ受注案件に係る損害賠償請求について全額を支払いました。また旧JH4社からの請求に対しても、請求内容の正当性を含めて慎重に検討しました結果、当社グループ受注案件に係る損害賠償請求について全額を支払いました。 国土交通省の損害賠償請求につきましては、未解決の工事案件において、被請求の一部事業者がその有する工事代金と相殺が行われたことで損害賠償金の全額を負担し、これにより、国土交通省との間においては損害賠償に係る問題は終了いたしました。しかしながら、被相殺の当該一部事業者より、当社グループに対し、損害賠償の一部の求償に係る請求をされております。 一方、旧JH4社は、平成20年12月19日に当社ならびに(株)横河ブリッジに対して、支払いに応じない事業者の未払分の連帯債務として損害賠償請求を求める独占禁止法第25条に基づく訴訟を東京高等裁判所に提訴し、さらに使用者責任による損害賠償請求を求める民法第715条に基づく訴訟を東京地方裁判所に提訴しました。その後、当該請求に対し、徐々に損害賠償の支払いに応ずる事業者が現れたことに伴い、当該訴訟において損害賠償の対象となる工事案件は減ってきております。 今後、これらの請求への対応を慎重に検討し対処してまいります。</p> | 当座貸越契約極度額及び貸出コミットメントラインの総額 | 16,000百万円 | 借入実行残高 | -百万円 | 差引額 | 16,000百万円 |
| 当座貸越契約極度額及び貸出コミットメントラインの総額 | 16,000百万円 | | | | | | | | | | | | |
| 借入実行残高 | 2,000百万円 | | | | | | | | | | | | |
| 差引額 | 14,000百万円 | | | | | | | | | | | | |
| 当座貸越契約極度額及び貸出コミットメントラインの総額 | 16,000百万円 | | | | | | | | | | | | |
| 借入実行残高 | -百万円 | | | | | | | | | | | | |
| 差引額 | 16,000百万円 | | | | | | | | | | | | |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれん償却額は、次のとおりです。

| 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) | |
|---|--------|---|--------|
| 減価償却費 | 425百万円 | 減価償却費 | 375百万円 |
| 負ののれん償却額 | 304百万円 | 負ののれん償却額 | 10百万円 |

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成22年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 204 | 4.50 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月30日 | 利益剰余金 |

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成23年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 201 | 4.50 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月30日 | 利益剰余金 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | | | 調整額 (注)1 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2 |
|-----------------------|---------|------------|------------|-------|--------|-------------|-------------------------------|
| | 橋梁事業 | 建築環境 事業 | 先端技術 事業 | 不動産事業 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 14,017 | 3,216 | 716 | 271 | 18,223 | - | 18,223 |
| セグメント間の内部 売上高又は振替高 | - | 31 | - | - | 31 | 31 | - |
| 計 | 14,017 | 3,248 | 716 | 271 | 18,254 | 31 | 18,223 |
| セグメント利益又は損 失() | 1,161 | 129 | 98 | 93 | 1,223 | 278 | 945 |

(注)1. セグメント利益の調整額 278百万円は、全社費用等であり、主に当社の総務・人事・経理部門等の管理部門に係る費用です。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | | | 調整額 (注)1 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2 |
|-----------------------|---------|------------|------------|-------|--------|-------------|-------------------------------|
| | 橋梁事業 | 建築環境 事業 | 先端技術 事業 | 不動産事業 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 11,376 | 2,770 | 641 | 250 | 15,037 | - | 15,037 |
| セグメント間の内部 売上高又は振替高 | - | 0 | - | - | 0 | 0 | - |
| 計 | 11,376 | 2,770 | 641 | 250 | 15,038 | 0 | 15,037 |
| セグメント利益又は損 失() | 305 | 167 | 45 | 56 | 240 | 271 | 30 |

(注)1. セグメント利益の調整額 271百万円は、全社費用等であり、主に当社の総務・人事・経理部門等の管理部門に係る費用です。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

前連結会計年度の末日に比して、当第1四半期連結会計期間末の報告セグメントごとの資産の金額が著しく変動しています。その概要は、以下のとおりです。

賃借している本社ビル他2物件を購入したことにより、不動産事業は3,078百万円、調整額の全社は829百万円、それぞれセグメント資産が増加しています。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しています。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|-----------------------------------|---|---|
| 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額() | 11円04銭 | 4円94銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円) | 501 | 220 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円) | 501 | 220 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 45,442 | 44,671 |

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月4日

株式会社横河ブリッジホールディングス
取締役会 御中

協和監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高山 昌茂 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 昌志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社横河ブリッジホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横河ブリッジホールディングス及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。